

○既存の規程やガイドライン等における電気設備の浸水対策

資料3

規程・ガイドライン等の名称	策定時期	策定主体	対応している災害	対象となる設備・建物用途	新築・既存の別	対策	対策事例
配電規程 (付録Ⅲ:供給用変圧器室の設備標準)	昭和46年12月	(一社)日本電気協会	記載なし	・供給用変圧器室 (電力会社が設置するもの)	記載なし	○変圧器室の位置 ・原則として地上1階かあるいは地下1階 ・浸水のおそれのない場所、腐食性又は爆発性ガスの発生するおそれのない場所及び蒸気パイプその他熱発生体の影響を受けない場所。	記載なし
高圧受電設備規程	平成14年5月 ※前身の指針 (昭和48年作成) から記載あり	(一社)日本電気協会	火災時の消防放水 洪水 高潮 等	・高圧受電設備 (建物所有者が設置するもの)	記載なし	○受電室の位置及び構造は、次の各号によること。 ・湿気が少なく、水が浸入し又は浸透するおそれのない場所を選定するとともに、それらのおそれのない構造とすること。 ・火災時の消防放水又は洪水、高潮などによって容易に電源が使用不能にならないように配慮すること。	記載なし
都市の防災機能を高めるために不動産業の果たすべき役割研究会 報告書	平成24年4月	(一社)不動産協会	津波 等	・オフィスビル ・マンション	新築・既存	○オフィスビル 新築オフィスビルにおける非常用電源喪失防止等のための水害対策 ・新築オフィスビルにおいては、地震のみならず、津波や浸水等の水害対策のため、機械室を地上階等に設置するなどの取組みを推進する。 防災に優れたオフィスビルへの取組みに係る課題 ・既存のオフィスビルにおいては、機械室の設置場所を地下から地上階に移動するなどの改修は費用面や物理面で難しく、周辺の新築建築物との電力融通などエリア単位での取組みを推進する必要がある。 ○マンション 非常用電源喪失防止等のための水害対策 ・水害ハザードマップ等の想定に基づき、水害対策を推進する。 防災に優れたマンションへの取組みに係る課題 ・既存マンションにおいては、機械室の設置場所を地下から地上階に移動するなどの改修は費用面や物理面で難しく、周辺の新築建築物との電力融通などエリア単位での取組みを推進する必要がある。	記載なし
大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き	平成28年2月	内閣府 (防災担当)	記載なし	・地方公共団体の庁舎等	新築・既存	○電力確保状況の確認 ・非常用発電機が起動しないことで、初動対応が遅れることがないよう、非常用発電機の設置場所(浸水、揺れ、液状化等による損傷等の危険性の検証を含む)、…を確認 ○対策の参考 ・浸水のおそれがある場合、非常用発電機や受電・配電設備を上層階や水密区画に設置ないし移設するとともに、施設内の電気系統を浸水区画とそれ以外の区画を分離することにより、施設内の停電範囲を最小限にとどめられるような対策も検討	・京都府宇治市 ・徳島県 (参考資料3で説明)
防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン	平成30年5月	国土交通省 (住宅局)	津波	・防災拠点施設 (共同住宅やオフィスも参考できる旨記載あり) ・機能継続に必要な建築設備	新築・既存	津波により建築物の低層部等が浸水することを想定する場合、以下のような浸水対策を講じる。 ・建築設備を想定される浸水深より高い位置や、浸水に耐えられる区画に設置する。 ・建築設備自体を浸水に耐えられる構造とする。 ・浸水部分の建築設備の障害が他の部分に波及せず、他の部分は切り離して運用できる構成とする。 ・外部からの仮設的な供給のためのルート、接続方法を確保する(電力、上水等)。	記載なし
建築設備計画基準	平成17年	国土交通省 (官庁営繕部)	津波 洪水 等	・官庁施設	新築	基本事項 ○計画基準 電気設備諸室は、施設の敷地条件、使用条件等に応じて、津波、洪水等により必要な電力及び通信網の途絶が起こらないように対策を計画する。 ○計画資料 電気設備諸室の浸水対策は、施設の立地する敷地及び周辺の過去の水害状況、近隣の海岸、河川及び地形的な要素による水害の可能性を示した、国及び自治体が発効するハザードマップ等を確認し、設置位置等に十分留意する。また、施設の用途上、機能の継続性等が求められる施設にあっては、特に留意する。 なお、地下階及び水害のおそれのある階に電気設備諸室が設置される場合は、出入口、引込口等からの浸水防止に留意し、必要な排水設備等を計画する。 電気室 ○計画資料 電気室は、浸水のおそれがある場合、想定される最高水位より高い位置に配置することを検討する。 ※電気室の事項は、平成27年から記載	記載なし
地下空間における浸水対策ガイドライン	平成14年3月	国土交通省 (河川局、住宅局)	洪水 高潮 等	・建築物の地階 (オフィスビル、店舗、居室) ・地下街 ・地下コンコース	新築・既存	○不特定又は多数の者が利用する地下空間における技術的基準 第5第七号 地階に存する者が避難するまでの間、照明又は非常用照明が点灯していること。 第5第八号 漏電防止のための措置を講ずること。 (1)漏電遮断装置の設置とアース接地 (2)コンセント等の出力端子の高位置設置 ※在館者の避難の観点(非常用照明などの確保等が記載され、電気設備に関する浸水対策について触れていない)	記載なし